

ブロック設置規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第61条第1項の規定に基づき、ブロックの取り扱いに関し必要な事項を定める。

(ブロックの名称)

第2条 本会は、理事会が必要と認めた地区にブロックを置く。ブロック（地区）の名称は以下のとおりとする。

- (1) 北海道・東北ブロック
- (2) 関東ブロック
- (3) 東海・中部・北陸ブロック
- (4) 関西ブロック
- (5) 中国・四国・九州・沖縄ブロック

(会員の所属ブロック)

第3条 ブロックの地区内に在住する会員は、原則としてそのブロックに所属する。

(ブロック総会)

第4条 ブロックは、原則として年1回ブロック総会を開催する。

(ブロック長)

第5条 ブロック長は、ブロックに属する理事全員の合意によりそのうちのひとりを選挙し、理事会にて承認を受けるものとする。

(任期)

第6条 ブロック長の任期は2年とし、再任は2期までとする。ただし、理事会が承認した場合は、この限りではない。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、業務を継続しなければならない。

(運営経費)

第7条 ブロックの運営経費は、本会運営費から事業計画案に応じて配分するものとする。

(報告の義務)

第8条 ブロックは、毎年3月末日までに次年度の事業計画案及び経費案を、また、毎年4月末日までに前年度の事業及び会計の報告書を会長に提出しなければならない。

(規則の改廃等)

第9条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成27年7月18日開催の第10回理事会で改定し、平成27年4月1日に遡って施行する。

第3条 この規則は、平成31年3月10日開催の第28回理事会で改定し、平成31年4月1日から施行する。